

創刊号

みずほベトナムニュース Vol.1

(2008年3月)

(写真はみずほコーポレート銀行
ホーチミン支店の女性職員です)

~~~ 目次 ~~~

1. 特別企画「ベトナム計画投資省外国投資庁長官インタビュー」……………P2
2. ベトナム投資 Q&A ………………P5
3. 人事・労務「日本企業にとってのベトナム人材の魅力と特徴」……………P6
4. ベトナム法務「合併と買収(M&A)：30%、49%それとも 100%？」…P7
5. 工業団地便り「第二タンロン工業団地 (TLIP II)」……………P9
6. ベトナムドン為替情報 ………………P11
7. 経済データ ………………P12
8. 創刊にあたって ………………P13

編集・発行 みずほ銀行国際業務部

1. 特別企画

計画投資省外国投資庁長官インタビュー

執筆：みずほ銀行国際業務部

日本企業だけでなく台湾や韓国、欧米企業のベトナム進出が加速しています。2007年の海外直接投資(FDI)も前年比70%増の203億ドルとなり、数値の面からも確実に投資は増加しています。このほど、外国資本がベトナムに投資する際の認可権限をもつベトナム計画投資省を訪問し、同省外国投資庁長官のPHAN HUU THANG(ファン・フュー・タン)氏にインタビューしました。タン長官は、日本語人材や中間管理職が不足している点について、「政府が職業訓練学校を設立するなど取り組みを進めているが、日本企業にも人材育成機関の設立に協力してほしい」と語り、ベトナム投資だけでなく、日本企業による人材教育への期待感も示しました。タン長官との一問一答は以下の通りです。

みずほ WTO加盟はベトナム経済にどのような影響を与えたか？

タン長官 WTO加盟のおかげでベトナムは大きな成果を挙げている。2007年度のベトナム経済は引き続き高成長を維持し、FDI誘致額(認可ベース)は2倍近くまで増加している。

間接投資も約50億ドルに達し、輸出も大きな伸びを示している。越橋(海外定住ベトナム人)による送金も70億ドルとなり、2006年の45億ドルと比べれば50%以上増加した。WTOの加盟の効果は、2008年も引き続き続くだろう。

みずほ 2008年のFDIの見通しは？

タン長官 ベトナムへのFDIは急増している。2006年には100億ドルを初めて超え、2007年は、203億ドルと前年比70%増を記録した。この数字は、外国投資法が1987年に公布されて以降初めて。この20年間の投資総額約980億ドルの2割を占めていることから、2007年の投資規模がわかる。

2008年は引き続き、高い伸び率を維持するとみられる。1月のFDIはすでに約17億ドルとなり、前年同期比で5倍に相当することから、2008年も2007年と同程度の額を誘致できると確信している。ただ、FDIの誘致において重要なのは、ベトナム経済



ベトナム計画投資省外国投資庁、タン長官(右)と同局のシニア投資アドバイザー、市川匡四郎氏

の受け入れ能力や全国・地方の計画に沿ったものであるかということで、たとえ大型プロジェクトでも計画に合わないとなれば申請を認めないこともある。

みずほ FDIの認可額は高くても、実行率は低いとの指摘の声もあるが。
タン長官 2007年のFDI実行額は46億ドルと発表した。この数字は石油分野などへの投資が含まれていなかった。その後の集計で、2007年の石油分野も含めると70億ドルを超え、実行額を増やすことが最重要課題だと認識している。これは、ベトナムの投資環境を疑わせることにもなりかねないため、適切な条件を整備する。

みずほ 今後誘致したい業種とその業種への優遇等の有無は？

タン長官 投資法一部関連条文の施行細則を定める2006年9月22日付議定第108/2006/ND-CP号には、投資優遇分野リスト、投資優遇地域リスト及び条件付投資リストなどが明確化されているが、以下、ベトナム政府が誘致したい業種・分野についてお伝えする。

第一に、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、IT製品、電子製品、製造機械の生産への投資を誘致。

第二に、FDI誘致のボトルネックとしないためのインフラ開発及び建設(港、橋、道路、空港、発電所など)。

第三に、教育・研修施設の建設及び人材育成への投資。学校・大学・職業訓練学校などの建設への投資。人材は国家の財産で、人材育成などの教育分野への投資を歓迎したい。

第四に、医療分野。例えば、医療設備製造及び民間病院の建設投資を誘致したい。現在、ベトナムの医療施設は足りないばかりか老朽化している。また、入院患者は病院の収容範囲を超えている。海外に治療を受けに行くケースも多く、ベトナム厚生省の発表によれば、2007年のベトナム人の海外治療費は10億ドルを超えた。

第五に、廃棄物処理施設の生産・建設などの生態環境保護への投資も力を入れたい。

以上がFDI誘致の最優先業種5つ。その他、すそ野産業の発展への投資も奨励している。政府は、これらの分野・業種への投資に対して最大限のインセンティブを適用している。例えば、ハイテク産業へ投資する事業体は、法人税が4年間免除され、その後の9年間は半減となるなどの優遇税制がある。

みずほ 最近の日系進出企業の動向は？

タン長官 日系の工業団地が整備されるなど、日本企業の受入態勢が整備されたほか、中国一極集中のリスクヘッジとして、ASEANの中で政治的にも安定しているベトナムが注目されるようになった。日本のベトナム向けFDIは金額的には大きな伸びは見られないが、

件数では大幅に伸び、投資家の関心が高まっている。金額の伸びが大きくないのは、日系企業の投資傾向として、投資が小口化しているからだ。日本からの案件は、10億ドルを超えるプロジェクトはなく、また韓国、欧米諸国と違い、日本からの投資は不動産開発に流れていない。日本の投資家のほとんどが製造業と建設業へ投資している。1988年1月に外国投資法が施行されてから20年を迎えた。これまで日本の対ベトナムFDIは累計認可額では韓国、シンガポール、台湾に次いで4位であるが、累計実行額では相変わらず1位を維持している。

みずほ ベトナム政府は、トヨタやベンツに対し完成車の輸入を特別に許可したが、両社は輸入した完成車の流通を自ら行うことは可能か？

タン長官 WTO公約のロードマップに従い扱われるが、外資が99%を超えない範囲で合弁会社を設立し、流通分野における営業活動を登録すれば流通活動を行うことができる。

みずほ ベトナムドンが最近強くなっているが、輸出は影響を受けているか？ベトナム政府の対策について聞かせてほしい。

タン長官 ベトナムドン通貨が強くなっているが、まだ認め得る範囲内。実は、WTO加盟初年度である2007年の輸出額は483億ドルと、前年比82億ドル増加(20.5%増)し、政府の策定目標の17.4%を上回った。2008年の輸出額は、576億～586億ドル(2007年比20%～22%増)を目指しているが、今年1月の輸出額は45億ドルと前年同期比19.7%増となった。こうした数字を見ると、最近のドンの相場変動はそれほど輸出に大きな影響は与えていないと言える。しかし、輸出に伴って輸入額も急増し、2007年度の輸入超過額(貿易赤字)は、約125億ドルにも上った。2008年1月の輸入超過額は約10億ドルで前年よりも増大している。政府は、積極的に輸出を促進し、輸入超過を縮小するよう指導しているが、難しい問題だと認識している。

みずほ ベトナムの知財の現状は？模造品が中国から流入するケースがある。2006年7月に知的財産権法が発効したが、執行面と運用面での課題は？

タン長官 ベトナム政府が外国投資を積極的に誘致している理由は、外国投資家が資本だけでなく機械設備ならびにノウハウ・専門技術をベトナムに持ってきてくれるからだ。このため、外国投資家の権利を保護するために、ベトナム政府は2005年11月29日に知的財産権法を公布。この法律は2006年7月1日から発効している。今まで執行ならびに運用状況の評価はまだ行われていないが、WTOに加盟し迅速な対応も求められてきており、更に知的所有権問題を重視していく。もちろん、模造品に関しては、政府は厳しく取り締まりを行っている。特に、イミテーション・偽物の処理強化を図るため、知的財産法のほか、民法、刑法にも具体的な罰則を定めている。

みずほ タン長官 ベトナムでは、日本語人材や中間管理職が不足しているという指摘もあるが？
経済が高成長を持続するなかで、熟練労働者や中間管理職が不足しているのは事実。経済を発展させるためには人材育成は不可欠だと認識している。具体的には、近年、政府が職業訓練学校を相次いで設立しているほか、大学と専門学校での教育プログラムの改善も行っている。さらに、政府は民間も含めて国をあげて教育・職業訓練分野への投資を奨励している。

日本語人材については、現在ベトナムの各大学では日本語クラスの数を増やしたり、日本人教師を募集しているが、日本企業にも、日本語教育や職業訓練学校設立の面でさらに協力してほしい。

(本稿は、2008年2月に当行関係者が実施したインタビューを編集したものです。)

2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問についてQ&A方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q:企業には、労働組合を設置する義務があるか？その場合、組合費はどのように決められているか。また、労働者組合の活動に対する企業の責任について教えてほしい。

A:政令 Decree 96/2006/ND-CPの第3条によると、新設企業の場合は、活動開始後、6ヶ月以内に、各地方労働組合および産業労働組合が責任を持って労働組合を設立する必要がある。

よって、労働組合の設置責任は雇用者ではなく、各地方労働組合であり産業労働組合になる。ただし、労働組合の早期設置のために便宜を図ることは企業の責任である。

なお、通達 Circular 119/2004/TTLT/BTC-TLDDVN の 1.1 によれば、外資企業は組合費を納める必要はないとされている。ちなみに、100%ベトナム資本企業は給料予算の2%を組合費として、提供する必要がある。

また、企業は、労働組合の設置そのものに対する責任はないが、労働者組合の活動などに関する雇用者の責任は、以下の通り決められている。

- 1) 労働組合を早期に設置出来るように便宜を図ること。
- 2) 企業内労働組合の設置、活動を妨害する行為を行わないこと。
- 3) 労働組合法および労働組法定款に従って設置された労働組合を承認すること。
- 4) 労働法および労働組合法に従い、労働組合と協力し、労働組合の活動に対して良い環境を設定すること。
- 5) 労働組合の設置、労働組合への参加、または組合活動を行う労働者に対して、差別をしないこと。経済的ないしその他の手段を利用し、労働組合の組織または活動に干渉しないこと。

- 6) 労働組合の活動に必要な環境および設備を整えること。
- 7) 組合活動を遂行する労働者に対しては、労働時間中に組合活動を行う一定の時間を与え、給与全額を支給すること。
- 8) 専任の組合職員で、組合から給与を得ている労働者に対しては、企業内の他の労働者が享受しているものと同等の権利、福利厚生を就業規則または労働協約に従い与えること。
- 9) 労働組合執行委員会のメンバーを解雇する、または一方的な労働契約の解消を行う場合、労働組合執行委員会の承認を得ること。労働組合執行委員会の委員長が対象の場合は、直接の上級労働組合組織から承認を得ること。

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Pham Thai Hien (ファム タイ ヒエン)日本語対応可

電話 +84 (08) 827 8086 E-Mail: thai.hien@scs-vbp.com

3. 人事・労務 「日本企業にとってのベトナム人材の魅力と特徴」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となりつつあります。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればよいかについてご紹介します。

執筆:株式会社アクティブリッジ

【なぜベトナムが良いのか?】

昨今、ベトナムは非常に注目を浴びている。その主な理由として

- ① 政治・治安の安定
- ② 低コストで豊富な若い人材
- ③ チャイナリスクのヘッジ先
- ④ 安定的に伸びている経済

などが上げられる。

またベトナム人材の優位性は、

- ① もの作りに適性がある→手先が器用、理数系に強い
- ② 親日国で宗教・国民性が日本に近い→義理人情、仲間意識が強い
- ③ 今後の国の発展に貢献するという強い意識→技術習得意欲が高い

以上が他のアジア各国と比べてベトナムの特筆すべき点である。

【ベトナム人の能力を最大限に発揮させるには】

労働意欲があり、若くポテンシャルの高いベトナム人材が日系企業ですぐに活躍するためには、日本語の習得だけでなく以下の点にも対応が必要である。

- ① 技術専門用語
- ② 日本のビジネスマナー
- ③ 日本生活習慣等を事前にどれだけ習得させているか

これらは近時ますます重要になってきており、知識と技術だけでは、上手く溶け込めず双方にストレスが溜まりうまくいかないケースも増えている。大事なことは、ベトナム人材が日系企業に1日も早く慣れることに尽きる。上手く企業に馴染めば日本語能力は目覚しく伸びる。そういう意味では日本語以上にビジネスマナー、生活習慣のほうが重要なかもしれない。

物、金、情報という経営資源はまさにグローバル時代に突入している。人材も同じで、今後のアジア経済の成長の中で、日本とベトナムは、その民族性、人口規模、地勢的にも、最も強いシナジーを生み出せるベストパートナーだと思われる。

次回からは、ベトナムに進出した日系企業が、どのようにベトナム人気質に合わせたマネジメント方法を実行していけばいいか、具体例を織り交ぜながらご紹介していきたい。

ベトナム人材の特徴

性格	共通	親切、年上を敬う、年齢に対する意識が強い プライドが高い(負けず嫌い)、向上心が高い
	北部(ハノイ中心)	規律的、忍耐強い
	南部(ホーチミン中心)	開放的、義理堅い
能力	手先が器用、理数的思考	
宗教	大多数は大乗仏教、日本に非常に近い宗教観	
対日感情	親日というよりは敬日	

作成: アクティブブリッジ

【問い合わせ先】

株式会社アクティブブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: info@actibridge.com

4. ベトナム法務 「合併と買収 (M&A) : 30%、49%それとも 100% ?」

ベトナムでの事業展開にあたっては、当然ですが、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている数々の法務マターを掲載してまいります。

執筆: ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

【企業法履行に関する命令 139】

企業法(2005年11月29日付の60/2005/QH-11号の法律)と投資法(2005年11月29日付の59/2005/QH-11号の法律)は共に2006年7月1日に施行された。施行から1年余り経て、合併と買収(M&A)による外国投資について、とりわけ外国人保有率に関して、さまざまな問題が提起されている。命令139(2007年9月5日付の139/2007/ND-CP号)には当該問題を明確にするための試みとして企業法の履行に関する詳細なガイドラインが明記されている。今回の論評では、命令139に焦点を当て、同命令の施行により、諸懸案事項が解決されたかどうかを検証してみたい。

【外国人の保有はどこまで認められるか】

旧投資法では、外国人投資家は投資先企業の授権資本総額の(未上場企業に対しては)30%又は(上場企業に対しては)49%までの出資あるいは株式の取得が可能とされている。新投資法(上記)により、外国人投資家は(合同会社に対する)出資あるいは(株式会社に対する)株式の取得の方法で既存のベトナム企業を保有することが認められた。だが、新投資法は外国人による企業保有率規制に関し明確さに欠け、外国人投資家が既存現地法人を完全に取得できるかどうかという質問に対する明確な回答が示されていない。仮に規制がある場合、外国人による保有は何パーセントまで認められるのだろうか。新法施行後(命令139施行前)、30%と49%の上限規制が事実上撤廃されたかどうかなど、活発な議論がなされていた。

命令139の第10条では、外国人投資家は、以下の例外規定を除いて、“無制限”の出資と株式の取得が認められると明記されている。

1. 上場企業における外国人株式保有率は、証券法に基づき制定される。
2. 特別な事例における外国人投資家の保有率は、他の関連法令(金融法、保険事業法、出版法、及び弁護士法など)に基づき制定される。
3. 株式化を進めているか会社形態を転換中の100%国営企業における外国人の保有率は、100%国営企業の株式化と転換に関する法律に基づき制定される。
4. サービス事業会社の外国人による保有率は、サービス貿易に関する詳細な公約リスト(ベトナムのWTO加盟議定書付録)に基づき制定される。

以上の例外規定を除いては、外国人投資家はいかなる法人の資本あるいは株式を100%まで取得できる。理論的には、未上場株式会社にも適用される。だが、国家証券委員会は上場会社と未上場株式会社の均等維持の為に、外国人による保有に関し同等の規制を適用するとしている。また、財政省はそのような同等規制が適用される未上場株式会社の外国人による株式取得計画案を承認する方向でいる。

ベトナムはWTO加盟に伴い、加盟後1年で、第3次産業における外国人の株式保有率に関する30%規制を撤廃すると公約した。しかし、公約に伴う十分な法整備がなされていない。計画投資省(MPI)は今年1月、上記公約実施のための詳細なガイドラインを含んだ命令原案を提出した。この新たな命令で“間接投資”や、第三次産業における外国人の株式保有率上限規制などに関する

問題がより明確になることが期待されている。

(提供:ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所)

【問い合わせ先】

ホーチミン 森 +84 (91) 826 3708

ハノイ 北野 +84 (90) 486 2655

シンガポール 丸茂 +65 (96) 171 561

5. 工業団地便り「第二タンロン工業団地(TLIP II)」

ベトナムでは北部と南部を中心に工業団地が次々と建設されています。工業団地によっては、全面的なサポートが得られる工業団地もあれば、インフラ面等での整備が自社で必要になってくるケースもあります。本コーナーでは、日系企業が入居可能な工業団地をシリーズでご案内する予定であり、今回はハノイ近郊で急ピッチで造成が進む第二タンロン工業団地についてご紹介します。

執筆:Thang Long Industrial Park II 社長 白石章人

【これまでの10年とこれからの10年】

1996年、まだベトナムへの外国直接投資の殆どがホーチミン市を中心とした南部に集中していた当時、私達は北部ハノイの将来性に着目し、日系で唯一ハノイ市での工業団地タンロン工業団地の開発に着手しました。第一期が竣工した2000年の当国への外国直接投資額は現在の約15%の18億米ドルでしたが、近年海外の製造業から有望な投資先として注目を浴び始めたベトナム北部においてハードとソフトのインフラが完備された工業団地として広くベトナム国内外に認知された結果、日系を中心とした82社の企業にご入居頂き、現在は保守管理や各種情報提供を含む工業団地の運営を通して、皆様の操業支援を行っています。そして、私達がこれからの10年を見越して日系製造業の進出に最も適した場所として選択したのが、ハノイの東に隣接するこの地フンイエン省であり、2006年当地に第二タンロン工業団地開発会社を新たに設立、現在総開発面積220%を造成中です。

【近い将来を見据えた戦略的な立地】

第二タンロン工業団地は2000年以降各国製造業の集積が進んだハノイ・ハイフォン間国道5号線沿いのハノイ寄りに立地し、製品物流、部品調達、及び従業員の通勤の観点で非常に恵まれた立地条件にあります。また、国道5号線の南側にほぼ並行して新国道5号線(高速道路)が年内に着工予定です。第二タンロン工業団地は新旧国道5号線と、中越・泰越陸路輸送の動脈である新国道1号線に囲まれた場所にある為、まさにベトナム北部の物流動脈の中心に位置する極めて戦略性の高い場所となる事が確実視されています。

【完備されたハードとソフトのインフラストラクチャー】

タンロン工業団地と同等以上に整備されたハードのインフラを建設中です。具体的には、ベトナムでは殆ど導入例のない安心のダブルスパー方式を採用した専用変電所、各区画に二方向受電が可能となる地下埋設電線によるループ配線、水を大量使用する企業が入居されても他のご入居企業への給水量や給水圧に影響を与えないよう余裕を持って設計された浄水場を含む給水施設、窒素（T-N）やリン（T-P）も処理可能な中央排水処理場、雨水排水用にはベトナムは画期的な総面積 19.9 畝の調整水路と調整池を団地内に設けます。

また、団地内で全ての輸出入通関手続きが可能となる工業団地内税関を設立予定であり、これに加えて経験豊富な日本人・ベトナム人スタッフによる会社設立支援、及び各種情報提供による操業支援が、弊社の誇るソフトのインフラストラクチャーです。

ご入居企業殿の 2008 年内会社設立と 2009 年初めからの工場着工が可能となるよう、造成工事を進めています。予約契約の開始時期につきましては、改めてご案内いたしますが、工業団地に関するご質問等ございましたら、下記連絡先までお願い致します。



